公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和3年3月31日付けで山形県知事から通知があった。

令和3年5月11日

山形県監査委員	森	谷	仙一	郎
山形県監査委員	星	Ш	純	_
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海っ	芒 名	信	乃

	T	T
所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管財課	(アセットマネジメントにおけるシ	平成 26 年 12 月に策定した「山形県
	 ステム運用)	県有財産総合管理(ファシリティマネ
	 県有施設等に係る修繕記録等も含	ジメント) 基本方針」に基づき、全庁
	 んだ施設情報につき一元的な管理が	 的な推進組織である県有財産総合管
	できるような体制を確立する必要が	理推進本部の事務局である管財課が、
	ある。その際には、各県有施設等の	各部局から必要な施設情報を収集す
	情報管理について、十分なシステム	るなど、一元的に管理する体制を構築
	化をはかる等行い、県有施設等の管	した。
	理に係る戦略策定とその実行の準備	また、県有施設の情報管理にあたっ
	を行うべきである。	ては、管財課で所管する公有財産管理
	511 7 .C. C. W.D.	システムを用いるほか、営繕室が所管
		する保全マネジメントシステム(BI
		MMS)に必要な施設情報を登録し、
		個別施設計画の策定に活用している。
建筑分 党部		
建築住宅課		県有施設の基本情報について、(一
営繕室		財)建築保全センターが開発した保全
		マネジメントシステム(BIMMS)
		への登録が完了した。
		施設の修繕記録については、今後の
		保全対策に活用できるよう、毎年度、
		営繕工事の実績を庁内で共有するこ
		とで情報を蓄積している。